

産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県湯沢市小野字西十日町83番地

氏名 株式会社湯沢クリーンセンター

代表取締役 安藤 誠一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和3年11月13日

許可の有効年月日 令和8年11月12日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

ア 圧縮固化施設による中間処理

イ 破砕施設による中間処理

ウ 溶融施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 圧縮固化に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 紙くず、（ウ） 木くず、（エ） 繊維くず
以上4品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 破砕に係るもの

（ア） 廃プラスチック類、（イ） 紙くず、（ウ） 木くず、（エ） 繊維くず
以上4品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 溶融に係るもの

（ア） 廃プラスチック類 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県湯沢市山田字四ツ谷1番地 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年11月13日	新規許可
平成13年11月13日	更新許可
平成18年11月13日	更新許可
平成23年11月13日	更新許可
平成28年11月13日	更新許可
令和3年11月13日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無
以下余白



別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間接処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
①廃プラスチック類他の圧縮固化施設 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず) (平成25年4月27日 設置) (許可番号 許可対象外)	35.28 t/日	1	秋田県湯沢市山田字四ツ谷1番地
②廃プラスチック類他の破碎施設 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず) (平成26年11月12日 設置) (平成26年11月10日 許可) (許可番号 雄福環-1694)	20.952 t/日	1	
③廃プラスチック類の圧縮固化施設 (廃プラスチック類) (平成29年8月8日 設置) (許可番号 許可対象外)	9.84 t/日	1	
⑤廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類) (平成29年2月24日 設置) (平成29年1月24日 許可) (許可番号 雄福環-2039)	12.648 t/日	1	秋田県湯沢市小野字上川原13番地 1他
④廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類) (令和2年3月19日 設置) (令和2年3月19日 許可) (許可番号 雄福環-2011)	22.776 t/日	1	
⑥廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類) (令和2年3月19日 設置) (令和2年3月19日 許可) (許可番号 雄福環-2012)	22.776 t/日	1	
⑦廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類) (平成24年1月31日 設置) (平成24年1月10日 許可) (許可番号 雄福環-1699)	14.856 t/日	1	秋田県湯沢市小野字下川原225番地
⑧廃プラスチック類の熔融施設 (廃プラスチック類) (平成27年1月31日 設置) (許可番号 許可対象外)	1.824 t/日	1	秋田県湯沢市小野字上川原15番地、 18番1

県
事